

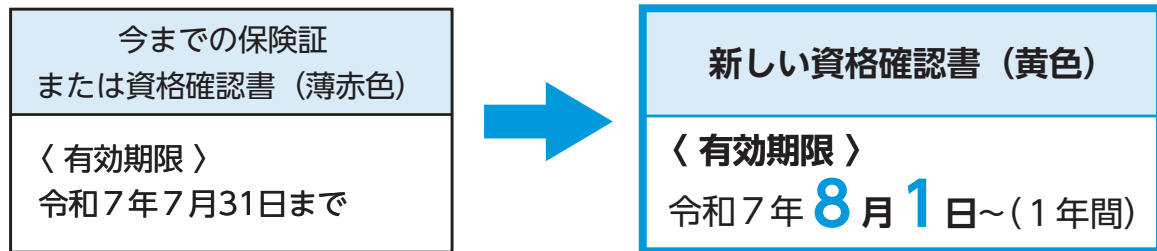
後期高齢者医療に加入している皆さまへ



お問い合わせ ○市民課国保年金係(本庁) ☎62-1118 ○合川総合窓口センター ☎78-2112
○森吉総合窓口センター ☎72-3115 ○阿仁総合窓口センター ☎82-2112

保険証を更新します

有効期限が7月31日の保険証または資格確認書をお持ちの方に、新しい資格確認書を送付します。
7月中にお届けしますので、**8月1日**以降は新しい資格確認書をお使いください。



○現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在交付を受けている方で、昨年度に引き続き令和7年度も住民税非課税世帯の方は、限度額区分を記載した資格確認書をお送りします。

7月に保険料の決定通知を皆さまへ送付します

保険料のお支払い方法は、特別徴収と普通徴収の2通りです。

原則は、特別徴収(年金からの天引き)ですが、特別徴収の対象とならない方の保険料は、口座振替または納付書(普通徴収)で納めていただきます。

▶**特別徴収**…年6回の年金受給時に年金受給額から保険料が天引きされます。

▶**普通徴収**…7月末から翌年2月末までの最大年8回、市役所や金融機関窓口、コンビニエンスストアまたは口座振替で納めていただきます。

普通徴収の方へ

口座振替の手続きをすると、納め忘れや納付の手間も省け、とても便利です。
ご希望の方は、通帳と通帳印をお持ちのうえ、金融機関でお手続きください。

《納期限》

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
7/31(木)	9/1(月)	9/30(火)	10/31(金)	12/1(月)	12/25(木)	2/2(月)	3/2(月)

令和6年中の所得に応じて保険料が決定します

保険料＝均等割額＋所得割額

◇均等割額と所得割率

均等割額	45,260円	県内の加入者全員に等しく納めていただく金額
所得割率(額)	9.02%	加入者本人の所得に応じて納めていただく金額 所得割額＝(総所得額－43万円)×9.02%

※賦課限度額→80万円(所得が多い方でも80万円が限度額です)
※所得が一定以下の世帯の方は、保険料が軽減されます。
※詳細は7月に送付される「保険料の決定通知書」でご確認ください。

国民年金保険料の免除制度

7月から「令和7年度国民年金保険料免除・納付猶予制度(令和7年7月分～)」の申請受付がはじまります。



国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和7年4月から令和8年3月までの国民年金保険料は**月額17,510円**です。毎月の保険料は、日本年金機構から送られる納付書で金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・スマホ決済アプリ等で納めることができます。納期限は、納付対象月の翌月末日です。また、クレジットカードや口座振替でも納付できます。



国民年金保険料の免除制度

保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、病気やけがで障害、死亡といった不測の事態が生じたとき、「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

収入の減少や失業等、経済的な理由により納めることが難しい場合は、申請書を提出し、承認されると保険料の納付が「免除」または「猶予」されます。

※学生の方は「学生納付特例制度」、出産をされる方(第1号被保険者の方)は「産前産後の保険料免除制度」をご利用ください。

免除(全額免除・一部免除)申請

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得(1月から6月に申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、保険料が全額免除または一部免除となります。

なお、一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと未納期間となりますので、必ず減額された保険料を納めてください。

納付猶予申請

50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得(1月から6月に申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

●免除・猶予制度の申請方法は…

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を市役所または年金事務所に提出してください。

過去2年分(申請月の2年1か月前の月分)まで遡及して申請することができます。

マイナポータルを利用した電子申請も可能です。



納付には「口座振替」が便利です

「口座振替」を利用すると、自分で納めに行く手間が省け、納め忘れも防ぐことができます。

口座振替をご希望の場合は、マイナポータルによる電子申請をご利用いただくか「口座振替納付申出書」(年金事務所または日本年金機構のホームページにあります)にご記入いただき、お近くの年金事務所または希望する金融機関へご提出ください。

※基礎年金番号通知書、通帳、通帳届出印が必要となります。



▲日本年金機構HP

【お問い合わせ】

市民課国保年金係 ☎62-1118 合川総合窓口センター ☎78-2112
森吉総合窓口センター ☎72-3115 阿仁総合窓口センター ☎82-2112
鷹巣年金事務所国民年金課 ☎62-1490